

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和4年4月8日から同年8月8日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年4月8日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ダイレックス小月店  
所在地 下関市清末鞍馬三丁目1107の1

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930	多田 高志
山口県総合不動産株式会社	下関市大字小野416の1	青木 一志

### 3 変更に係る事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

### 4 届出年月日

令和4年3月29日

### 5 変更年月日

令和4年4月20日